

自然公園法について

箱根町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されています。
優れた自然環境や美しい景観を守るため、国立公園内では様々な行為に規制がかけられており、一定の行為を行う場合には自然公園法に基づく許可申請、届出が必要になります。

☆特別地域：下記の行為を行う場合、事前に環境大臣の許可が必要（自然公園法第 20 条）

- ・工作物の新築、改築、増築
- ・木竹の伐採
- ・鉱物の掘採、土石の採取
- ・広告物の設置等
- ・環境大臣が指定する物の集積
- ・土地の開墾・形状変更
- ・屋根、壁面、塀等の色彩変更
- ・その他（略）

許可の基準は、自然公園法施行規則第 11 条、許可基準の特例、箱根地域管理計画で定められています。
建築物については裏面の「箱根地域における建築物の基準」をご覧ください。

☆普通地域：下記の行為を行う場合、事前に環境大臣への届出が必要（自然公園法第 33 条）

- ・工作物の新築、改築、増築
- ・広告物の設置等
- ・鉱物の掘採、土石の採取
- ・土地の形状変更
- ・その他（略）

必要な手続きを取らずに行為に着手すると、自然公園法違反となり、原状回復命令等を課す場合がありますので、何か行われる場合には必ず事前に下記までお問い合わせ下さい。

また、特別地域か普通地域か等の確認についても、地図をお送り頂ければお調べしますので、ご連絡下さい。（※ご来所の際はお電話にてご予約をお願いいたします。）

○関連情報ホームページ

- ・国立公園制度について <http://www.env.go.jp/park/about/index.html>
- ・箱根地域管理計画について http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/files/park_kanri_4.pdf
- ・自然公園法の申請・届出について https://www.env.go.jp/park/apply/park_apply.html

資料 2 箱根地域における建築物の基準（概要）
(平成31年4月)

		高さ(※)	容積率(※) 建ぺい率(※)	緑地率 (※2)	壁面線後退 (※3)	水平投影外周線後退 (※3)	地形勾配 (※3)
特 別 地 域	A区域	建築基準法8m以下 かつ 最高最低13m(分譲地 内の場合10m)以下	15%以下 10%以下 ※取り扱いの詳細有り	80%以上	—	主要道路から20m以上 その他の道路から5m以上 敷地境界線から5m以上	30%以下
	B区域	10m以下	40%以下 20%以下	70%以上	道路から5m以上 敷地境界線から 5m以上	道路から4m以上 敷地境界線から4m以 上	30%以下
	B'区域	10m以下	100%以下 50%以下	30%以上	主要道路から 5m以上	道路から4m以上	—
	C区域	15m以下	90%以下 30%以下	50%以上	主要道路から 5m以上	道路から4m以上	—
	D区域	20m以下	160%以下 40%以下	30%以上	主要道路から 5m以上	道路から4m以上	—
	旧湖尻 特別宿 舎区域 区域	建築基準法8m以下 かつ 最高最低13m(分譲地 内の場合10m)以下	20%以下 10%以下 ※取り扱いの詳細有り	80%以上	—	主要道路から20m以上そ 他の道路から5m以上 敷地境界線から5m以上	30%以下
普通地域		建築基準法上の高さ20m以下、水平投影面積2000㎡以下。 (高さが最高最低13m、もしくは延べ床面積の合計が1000㎡を超える場合に届出が必要。)					

※ 高さ及び建ぺい率・容積率については、特に断りがない場合建築基準法算定による。

※2 緑地率 = 緑地面積 ÷ 敷地面積

・緑地面積とは、建築物・駐車場・道路等の人為的な工作物の面積を除いた、おおむね樹林地と見なせる部分の面積をいう。ただし、芝生の庭や未舗装の散策路等は樹林地とはみなさない。

その他

- ・ 建築面積：2000㎡以下
- ・ 建築物の一辺長：50m以下
- ・ 棟間距離：10m以上（建築物高さが10mを超える場合は、その高さと同程度以上）
- ・ 屋根：勾配20%以上（切妻、寄棟、入母屋、方形とする）。軒（庇）の出は壁面より50cm以上
材料は輝度の高いものは避け、素材を生かしたものとする（トップライトは必要最小限、ソーラーパネルは光沢の著しく強くないもの）
色彩は暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系、暗緑色系（銅板葺を含む）
- ・ 外壁：反射する素材（ガラス面等）を多用しない。
色彩は褐色系（ベージュを含む）、クリーム色系、灰色系。
- ・ サンデッキ：サンデッキ、ベランダ、バルコニー等の出は、屋根の水平投影外周線から60cm以内
- ・ ドライエリア：壁面より1m以内
建物の一方壁面、又は建物の全壁面延長の4分の1以内
- ・ 修景植栽：箱根地域に自生する種を使用する。緑地面積の30%程度を高木とする
- ・ 付帯工作物：外柵は主として生垣、築地とする
擁壁等は自然石積、丸太積、あるいは擬岩ブロック積等自然物の材質・色調・構造等を模した工法による
駐車場は建物下層に設けるか、周囲を樹林や植栽で隠蔽する
- ・ 分譲地の場合：敷地面積1000㎡以上（B'、C、D区域、普通地域を除く）（※3）
2階建て以下（C、D区域、普通地域を除く）
- ・ 集合住宅等の場合：敷地面積 ÷ 戸数 ≥ 250㎡以上（B'、C、D区域、普通地域を除く）（※3）

※3 規則第11条第5項に規定する分譲地については、この限りではない。

◎ 詳細については富士箱根伊豆国立公園 箱根地域 管理計画書 (http://www.env.go.jp/park/fuji_hakone/intro/files/park_kanri_4.pdf) をご参照下さい。

◎ 以上の基準を満たしていても、風致上の支障がある、又は風致上の支障を軽減する措置がとられていないと認められた場合には許可とならない場合があります。

◎ 詳細については、環境省 富士箱根伊豆国立公園管理事務所（TEL:0460-84-8727 FAX:0460-84-9349）まで（※ご来所の際はお電話にてご予約をお願いいたします。）